



しごと 1 仕事を さがす

(3) 資格外活動許可

ぶんかかつどう たんきたいざい りゅうがく けんしゅう かぞくたいざい ざいりゅうしかく ひと しごと
「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」、「家族滞在」の 在留資格の人は 仕事してはいけません。
しごと にゅうこくかんりきょく しかくがいかつどうきょか しかくがいかつどうきょか
仕事したいときは 入国管理局で 資格外活動許可を もらって ください。資格外活動許可は もらえないこと
もあります。

だ 出すもの	だ 出すところ	いつ	かね お金
し しかくがいかつどうきょか しんせいしよ 1 資格外活動許可申請書	だ ちか にゅうこくかんりきょく 出すところ: 近くの 入国管理局	しごと 仕事したいとき	かね お金は いりません
しごと か 2 仕事について 書いたもの	き にゅうこくかんりきょく 聞くところ: 入国管理局か		
3 パスポート	がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセン		
ざいりゅう 4 在留カード	ター		
など			

りゅうがく ざいりゅうしかく ひと
「留学」の 在留資格の人が はたらきたいとき:

- しゅうかん じかん
・1週間に 28時間まで はたらくことが できます。
- なつやす にち じかん
・夏休みなどは 1日 8時間まで はたらくことが できます([B 在留資格2-6](#) を みて ください)。